

逗子市立逗子小学校 いじめ防止基本方針

2024 年 4 月 2 日

Ⅰ いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法第 2 条 1 項」より）

具体的には

- ・押す、蹴る、たたく等の暴力行為
- ・悪口、陰口、仲間はずれ、無視をする等の精神的苦痛を伴う行為
- ・ズボンをぬがす、スカートをめくる、人の物を取る、隠すなどの犯罪行為として取り扱われるべき行為
- ・セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等受けた側が苦痛と感ずる行為

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

いじめはどの子にも起こりうると想定し、以下の三つの視点をいじめ根絶に向けた指導の基本的な方向性としします。

- いじめの未然防止 ○早期発見 ○早期解決に向けた適切な対処・措置

2 組織の設置及び組織的な取り組み

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

構成メンバーを、管理職・総括教諭・学年代表・教育相談コーディネーター・養護教諭としています。また必要に応じて、スクールカウンセラーや巡回指導員・スクールソーシャルワーカーなどの、心理や福祉等の専門家の参加を求めています。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・いじめ事案に対していじめ防止対策委員会が中核となり、学校全体で組織的に取り組みます。
- ・いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をします。
- ・重大事件が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行います。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行います。

3 いじめ防止及び早期発見のための取り組み

(1) いじめの防止のために

- ・「逗子小のきまり」（児童版）（保護者版）を活用し、ルールや規律の守られた学校風土作りを目指します。
- ・子どもたちが主体的に参加・活躍できる授業づくりを目指します。
- ・学校教育活動全体および道徳教育全体計画に基づき、豊かな心の育成を目指します。
- ・特別活動やたてわり班活動を通じて、集団の一員としての自覚や自信を育み、お互いを認めあえる人間関係づくりを目指します。
- ・職員の言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように指導のあり方に細心の注意を払います。
- ・人権的な感覚が身につけられるよう、日々の授業や行事、活動、朝会等で取り上げ、理解を深めます。

(2) いじめの早期発見のために

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。
- ・学年会・ブロック研・職員会議・児童理解研修会で、こまめな児童理解や情報交換を行い、全教職員で児童情報交換を実施し、いじめの早期発見を徹底します。
- ・学校生活アンケート、教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組みます。
- ・インターネット上で行われるいじめに対して、警察などの関係機関と連携し、状況を把握し、早期発見、早期対応に努めます。さらに、情報モラル教育を推進し、児童の意識の向上、保護者への啓発に努めます。

(3) 家庭との連携

- ・学校や家庭における日頃の様子を連絡し合うことで、児童の小さな変化に気付いて、早期対応できるようにします。

(4) いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会と中核として速やかに対応します。（早期発見、早期対応、早期解決）
- ・いじめを受けた児童に対しては事情や心情を丁寧に聞き取り、児童の状態に合わせた継続的なケアを行います。
- ・いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。また再発防止に向けて適切に指導するとともに、継続的な指導及び支援を行います。
- ・いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童を守ります。その際には、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた児童の保護者の意向にも配慮した上で、学校警察連携制度に基づき警察に相談・通報し、連携して対応していきます。

「いじめ」もしくは「いじめと思われる」事案が起こった時は・・・

教員の気づき
本人からの申し出・友だちからの申し出・保護者からの申し出
いじめが発生



- 叩く、蹴る、こづく、押す、物を投げつけるといった**暴力行為**、また、物を壊す等の**物損行為**に対しては、**些細なことでも**、**仮にそれが故意でなくとも**、**謝罪が必要だ**と考えて対応します。



- 暴力を伴わない行為**に対しては、深刻化させないことを第一に対応します。心身の成長が発達途上の児童の間では、**常にだれにでも**、**起きうること**として考えています。
- いじめを受けた児童**、**いじめを行った児童**と決めることが出来ない**場合**も多いです。そのため、周辺の児童に対して、状況の聞き取りを行い、**必要に応じて**、**児童の集団に指導**する場合があります。

**いじめを受けた児童に
対して**

- ・いじめを受けたことへの対応
- ・状況の聞き取り
- ・保護者への報告



**いじめを行った児童に
対して**

- ・状況の聞き取り
- ・いじめを受けた者への謝罪
- ・行った行為への指導
- ・保護者への報告



周辺の児童に対して

- ・状況の聞き取り
- ・児童の集団への指導



(5) いじめ防止に向けた職員の研修

教職員の人権意識を高め、深い児童理解に基づく教育活動の実現といじめを許さない児童の育成のため、次の研修を実施します。

- 教職員向け手引き(逗子市学校教育 Basebook、神奈川県いじめ対策資料等)を活用し、いじめ防止、対応に向けた研修
- 外部機関と連携し児童理解研修
- 人権教育に関する研修

(6) 地域との連携

いじめの問題など学校が抱える課題は、地域活動やインターネット等が関わっているケースも考えられます。関係団体と情報の共有し、地域ぐるみで解決する仕組みを推進します。必要に応じて、児童生徒指導連絡協議会や学校警察連絡協議会などとも情報を共有します。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態の報告

本校で重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告します。

(2) 重大事態の調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施します。調査結果を教育委員会に報告します。

(3) 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告します。また、いじめを行なった児童にも指導するとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を把握し、適切な支援を行います。

5 その他

必要があると認められる際は、「いじめ防止基本方針」を改訂し、あらためて公表します。

<年間計画>

月	おもな活動	おもな行事
4月	児童情報交換 年間計画と重点指導内容等の確認 学年懇談会・学級懇談会 いじめ・人権に関する研修 教育相談(随時)	入学式
5月	児童情報交換 児童理解研修	
6月	児童情報交換 授業参観 個人面談(保護者) 学校生活アンケート①	運動会
7月	児童情報交換 個人面談(保護者) 学校生活アンケート①の 分析・対応の検討・実施	
8月	7月までの振り返り	
9月	児童情報交換	
10月	児童情報交換 前期の振り返り	修学旅行
11月	児童情報交換 学校生活アンケート② 学校生活アンケート②の 分析・対応の検討・実施	林間学校 遠足
12月	児童情報交換 個人面談(保護者)	
1月	児童情報交換	
2月	児童情報交換 授業参観・学級懇談会	
3月	児童情報交換 基本方針の振り返りと見直し	卒業式